

精華町地域福祉センターかしのき苑内キッズスペース遊具等設置業務委託 仕様書

精華町地域福祉センターかしのき苑内キッズスペース遊具等設置業務委託に係る委託業務の内容は次のとおりとする。

1. 業務の概要

(1) 業務名

精華町地域福祉センターかしのき苑内キッズスペース遊具等設置業務委託

(2) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。

(3) 実施場所

精華町大字南稲八妻小字砂留22番地1

地域福祉センターかしのき苑内キッズスペース 別紙図面参照

(4) 業務内容

- ①遊具製作・調達・搬入及び設置業務
- ②地域福祉センターかしのき苑内キッズスペースの設置場所の床面の装飾
- ③遊具の取り扱い・メンテナンス・安全点検に関する研修・指導、マニュアルの作成
- ④周知・広報のための図面・イメージ図の作成

2. 企画提案書等の内容

遊び場の設置目的に基づくコンセプトに沿って、次の視点で提案すること。

<コンセプト>

- ・幼児期のこどもたちの好奇心をかき立てる場所であること
- ・遊びを通して健全な育成につながる場所であること
- ・保護者がやすらぎを感じ、こどもたちを支える様々な人々と交流できる場所であること

<提案の視点>

- ①主に幼児とその保護者を対象とする。
- ②遊具等は、原則、保護者立会いのもとで利用するものであること。
- ③利用定員は子ども20名程度を想定し、安全を考慮したレイアウトとすること。
- ④子どもたちが好奇心をかき立てられ、「わくわくする」飽きの来ない工夫を施すこと
- ⑤同施設のつどいの場であるさんりんしゃ（主に乳児対象）とつながりや整合を図った仕様になっていること。
- ⑥電灯など固定のものも活用した仕様になっていること。
- ⑦設置する遊具はインクルーシブデザインを考慮したものとし、子どもの動線に配慮した安全な配置とすること。
- ⑧子どもを見守る保護者が安らぎを感じる。また目線を遮らないよう、配置やレイアウトを配慮すること。
- ⑨遊具の近くなど子どもを見守りやすい場所に、保護者が交流できる場所を設けること。

- ⑩遊具の安全確保に当たっては「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）平成26年6月」（国土交通省）に準拠すること。
- ⑪安全面や快適性等に配慮した、最適な床材を提案し設置すること。
- ⑫場内監視や日常点検、簡易補修等における運営負担の軽減に配慮した遊具とすること。
また、定期点検や修繕等の維持管理が容易であること。

3. 留意事項

(1) 契約不適合責任

引き渡された遊具が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、発注者は遊具の補修又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求する。また、定めた期間内に履行の追完がないときは、発注者はその不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができるものとする。

(2) 納品物

納品時には、以下に示す項目や情報などが記載された資料等を提出すること。なお、PDF等での提出が可能なものについては、電子媒体で提出するものとする。

- ・納品物の名称および識別番号（製造メーカー名含む）、設置日または納入日、製品仕様、利用対象年齢等が記載された一覧
 - ・納品物設置完了時の点検の内容が記された書面※
 - ・標準使用期間および保証年数が記載された保証書※
 - ・遊具安全利用表示シール（年齢表示・個別注意・種類別注意）※
 - ・受注者が加入する団体賠償責任保険（または、同等程度の保険）加入証の写し
- ※広場に設置する大型遊具のみ対象とする。

(3) その他

- ①遊具の取り扱い・メンテナンス・安全点検に関する研修・指導を行い、マニュアルを作成すること。
- ②キッズスペースの周知・広報に利用可能な委託業務完了後の図面、イメージ図を作成し提供すること。作成数は5点程度とし、内容については発注者と協議すること。
- ③保証期間内に明らかに製品の不備に起因する故障あるいは事故が発生した場合は、受注者の責任において直ちに修理又は取替えを行うこと。
- ④本書に記載の内容は、契約締結日時点のものとなる。事業完了までに変更等が生じた場合、発注者、受注者にて協議の上、対応を講じるものとする。